

## 第9回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月27日（火） 午前9時00分～
- 2 開催場所 役場3階 議場
- 3 出席委員 13名
 

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	10番	太田保義	推進委員	3番	小笠秀哉
推進委員	4番	興柁千恵美	推進委員	5番	畦池 港
推進委員	8番	木村俊一			
- 4 欠席委員 5名
 

農業委員	9番	坂本建吾	推進委員	1番	飯干豊昭
推進委員	2番	田中春男	推進委員	6番	小貫峰重
推進委員	7番	渡邊已鶴			
- 5 議事内容
  - 議案第18号 農地法第3条の許可について
  - 議案第19号 農地法第5条の許可について
  - 議案第20号 非農地判断の承認について

事務局長	ただ今から第9回農業委員会を開催します。
議長	（あいさつ後）本日の議事録署名人に2番と5番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。 議案第18号農地法第3条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第18号については15番までありますが、借人が全て同じため、15番まで一括してご審議いただきたいと思います。 （議案第18号農地法第3条の許可の1番から15番について説明）
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	借人の法人については、住所が北海道になっておりますが、代表取締役の〇〇氏は△△地区でお茶をやっている方になります。会社として令和5年の1月1日から3年間、申請地を借り受ける計画となっております。今回の申請地はすでに昔から〇〇氏がやっていた場所になりますので、基本的には現状と変わらないこととなります。 特に問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
事務局	補足をさせていただきます。まず、〇〇氏と法人の関係についてですが、借人の法人に親会社がありまして、親会社は世界展開するお茶専門の会社となっており、元々、〇〇氏はこの親会社と付き合いがありました。親会社のほうにはお茶の生産部門がありませんでしたが、そちらにも事業拡大を行おうということになりまして、ただ、北海道は気候の関係でお茶が育たないため、〇〇氏の経験を活かしてやってみようという流れから今回の法人が子会社として令和3年にできているようです。法人ということもあり、土地の貸借は法に則りちゃんと行うという方針により〇〇氏が現在経営している茶園について今回申請されたものです。ですので、黒木委員が言われたとおり、基本的には現状と何も変わらないということになります。
議長	事務局から補足説明がありました。この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	子会社は全国にあるのでしょうか。

事務局	全国にはないですが、台湾やアメリカにもあるようです。
太田委員	親会社もお茶を生産しているのでしょうか。
事務局	親会社は生産しておりません。世界のお茶を取り扱っている販売業者です。
小笠委員	親会社はお茶の業界では有名な会社で、紅茶等が有名です。
太田委員	貸借期間の3年が過ぎた場合はどうするのでしょうか。
事務局	更新して貸借を続けるようです。
太田委員	議案書の申請地は全て茶園ということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
太田委員	今回の申請地は〇〇氏が現在耕作しているところの全てですか。
事務局	土地の所有者がすでに亡くなっており、相続人も不明という場所もありまして、その土地については今回申請されておりません。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。議案第18号農地法第3条の許可の1番から15番について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。 次に議案第19号農地法第5条の許可について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第19号農地法第5条の許可について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
事務局	本日は担当委員が不在のため、事務局が説明いたします。渡人と受人はさきほど申した通りであります。現地についてですが、農協の集荷場の裏にありまして、入り口は車1台が通れるくらいで、周りが宅地に囲まれており、下は崖となっております。土地の状況ですが、写真ではわかりづらいのですが、すでに原野に近い状態となっております。説明は以上です。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	字図では名義が××氏となっておりますが、渡人の夫でしょうか。
事務局	そうです。相続したものと思われます。
太田委員	隣の宅地が自宅でしょうか。
事務局	そうです。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。議案第19号農地法第5条の許可について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。 次に議案第20号非農地判断の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	今回も案件が多いため、まとまった場所ごとに審議をお願いします。まず1箇所目です。1番の案件1箇所になりまして、字図の右側のまとまった農地のところは金網柵の中にあるのですが、1番の場所については柵の外にあります。原野化しておりまして、入っていけるような場所ではありませんでした。以上です。
議長	事務局から説明がありました。1箇所目について意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは2箇所目をお願いします。
事務局	2箇所目は2番と4番になります。写真を見ていただければわかりますが、どちらも道と法面となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしま

	すがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは3箇所目をお願いします。
事務局	3箇所目は1番と3番になります。3番が山林となっております。1番については写真ではわかりづらいのですが、原野化しております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは4箇所目をお願いします。
事務局	4箇所目は5番の案件で、写真のとおり竹林となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは5箇所目をお願いします。
事務局	5箇所目は6番、7番、8番の案件です。8番と7番については現場に行けたのですが、6番については、入っていくことができず、また、GPSの関係からドローンも飛ばすことができませんでした。ただ、遠目で見ただけでは7番と同じような状況となっております。全て山林として判断させていただきました。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは6箇所目をお願いします。
事務局	6箇所目は9番と10番になります。9番については23㎡しかなく、写真のとおりですが境界もよくわからないような場所でしたが、まわりとの位置関係からこのあたりだろうという場所となっております。10番については隣に畑があるのですが、土地の所有者が違うということや、狭小で傾斜がある畦畔ということで非農地として判断させていただきました。どちらも原野となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは7箇所目をお願いします。
事務局	7箇所目は11番と12番です。11番は原野となっております。12番については、現場に行くためには道路から急な石段を上がっていくしかなく、機械が入らないため非農地として判断させていただきました。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは8箇所目をお願いします。
事務局	8箇所目は、13番が2箇所、14番から17番が1箇所ずつとなります。13番の1箇所目は行く道がわからなかったためドローンの写真となりまして、原野となっております。14番は金網柵の外にあり原野化しております。13番の2箇所目と17番については、入っていく道がなく、どちらも原野化しております。16番については10㎡しかなく境界もよくわかりませんでした。原野の一部となっております。15番についても写真のとおり原野化しております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。

全員	意義なし。
議長	それでは9箇所目をお願いします。
事務局	9箇所目は18番の1箇所目となります。写真のとおり原野となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは10箇所目をお願いします。
事務局	10箇所目も18番の方になります。4筆あります。現地に行く道が荒れておりまして、徒歩では行けませんでしたのでドローンの写真となります。写真のとおり原野となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは11箇所目をお願いします。
事務局	11箇所目は19番の1筆です。面積は大きいのですが、傾斜になっており、2畝から3畝の大きさのものが段々になっておりまして、全て写真のような原野となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第9回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_